

# チヨウセンキバナアツモリソウ 保護増殖事業計画

平成16年7月29日

農林水産省  
環境省

# チョウセンキバナアツモリソウ保護増殖事業計画

農林水産省  
環境省

## 第1 事業の目標

チョウセンキバナアツモリソウは、我が国では秋田県の一部にのみ生育する多年生の草本植物である。生育状況や生態については詳細には把握されていないが、生育に適した地域が非常に限られているうえ、過去に過度に採取されたことから、現在では個体数が極めて限られている。

本事業は、本種の生育地における生育状況等を把握し、その結果等を踏まえ、生育地における生育環境の維持及び改善並びに盗掘防止を図るとともに、必要に応じ、人工受粉の実施や人工繁殖技術の確立等を行い、個体群の維持及び拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

## 第2 事業の区域

秋田県における本種の生育地並びに第3の3(2)の人工繁殖技術の確立及び生育地外における栽培等を行う区域

## 第3 事業の内容

### 1 生育状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。

なお、調査の実施に当たっては、本種及び生育地に対して踏みつけ等調査に起因する影響を与えないように努めるものとする。

#### (1) 個体群の生育状況の把握

生育地点、生育株数の現状及び増減、開花数等本種の個体群の生育状況について把握するため、定期的なモニタリングを行う。

#### (2) 生育環境の把握

本種の安定的な生育に重要な役割を果たしていると考えられる生育地及びその周辺における植生、地形、地質等の生育環境の変化について把握するため、定期的なモニタリングを行う。特に、本種の生育環境の指標となる可能性のあるコケ類については、十分なモニタリングを行う。

また、過去から現在までの当該生育地及びその周辺における植生の遷移及び変化について、資料等によりその状況を把握するとともに、現状との比較等を行うことにより、生育環境の変化と本種個体群の増減との関係等を把握する。

( 3 ) 本種の保存に資する生物学的及び生態学的特性の把握

自然環境下での繁殖様式、実生の発芽及び活着並びに生育に適する環境、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保存に資する生物学的及び生態学的特性を把握するための調査を行う。

( 4 ) 個体群の維持に影響を及ぼす要因並びにその影響の把握及びモニタリング

( 2 ) で把握された生育地及びその周辺における植生の遷移及び変化に加え、訪花昆虫及び食害昆虫の動態等個体群の維持に影響を及ぼす可能性のある要因及びその影響について把握を行うとともに、定期的なモニタリングを行う。

2 生育地における生育環境の維持及び改善

1 の結果、本種の生育環境が悪化していることが確認され、その結果、個体数の減少等が見られる場合には、その原因を把握するとともに、1 で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて、侵入種の刈り払い等の植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持及び改善のための措置を講ずる。

3 人工受粉及び人工繁殖技術の確立等の実施

本種の繁殖は、自然状態での野外個体群の維持及び拡大によることを基本とする。

ただし、野外個体群の急激な減少が見られる等、本種の維持のための取組を実施することが必要と考えられる場合には、1 で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、以下の取組を実施する。

( 1 ) 生育地における人工受粉の実施

必要性を十分検討した上で、生息地において人工受粉による繁殖等を補完的に実施する。

( 2 ) 人工繁殖技術の確立等

今後の生育環境の悪化等による野外個体群の急激な減少に備えるため、人工繁殖技術の確立及び生育地外での栽培等を行う。

なお、生息地外で繁殖した個体がかつて生息地であった地域内に再導入しようとする場合には、必要性を十分検討するとともに、導入した個体に由来する遺伝的かく乱、病原体への感染等は野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意しつつ、適切な再導入の方法を検討する。

#### 4 生育地における盗掘等の防止

盗掘及び生育地への不用意な立入りを防止するため、生育地及びその周辺（生育地に通ずる道路を含む。）において監視を行うとともに、保護柵、制札等の整備を行う。

#### 5 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮と協力を働きかける。

また、国、関係地方公共団体、関係民間団体等は、関係地域において本種の保護についての理解を深めるための取組を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

#### 6 効果的な事業の推進

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。